

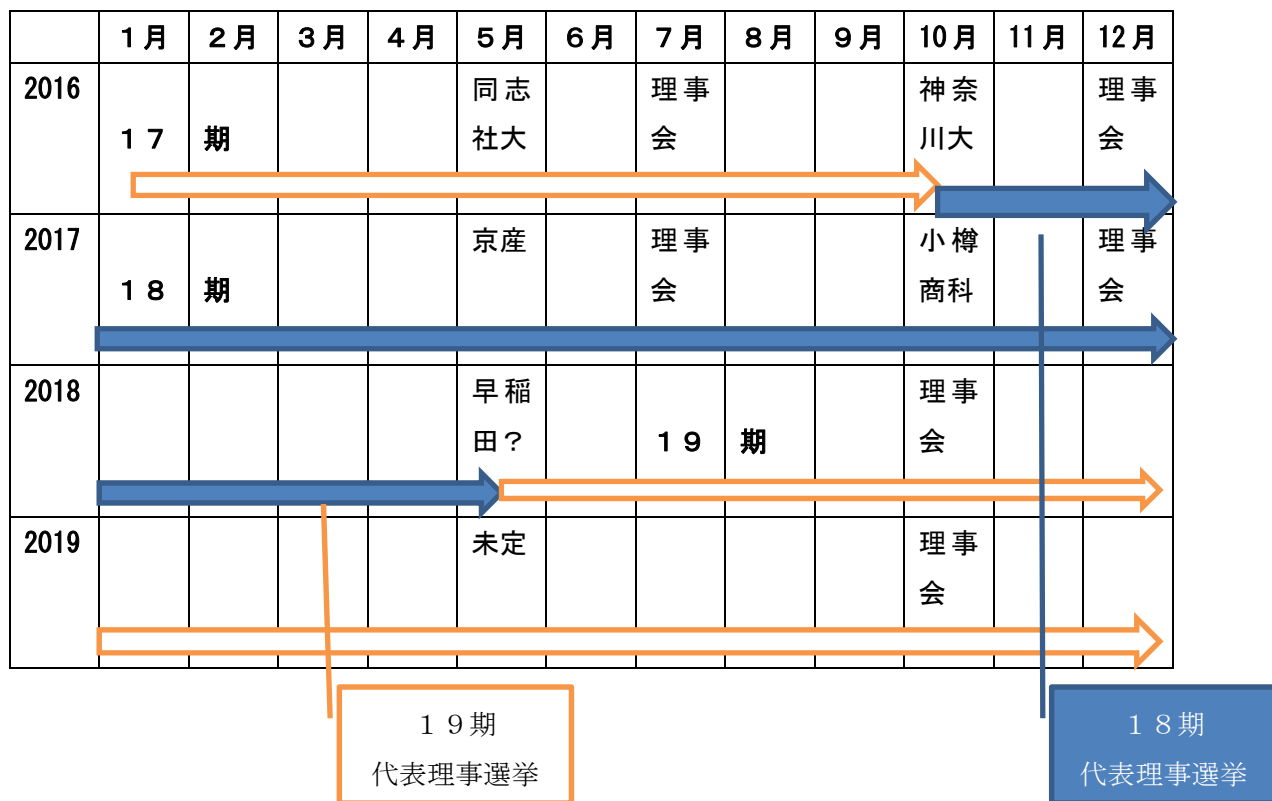
あり方検討委員会の検討結果（答申）

今後の学会誌発行や学会開催のあり方等に関する検討委員会
（略称：あり方検討委員会）委員長 水島 郁子

1. 移行期における学会運営スケジュールについて（案）

※従来からの変更点は_____で表示

- 2016年10月 旧理事会、新（第18期）理事会（企画委員の選出）
大会、総会（推薦理事の承認、奨励賞（2015年公刊が対象）表彰）
※理事任期は2018年5月の大会前日まで
- 11月 代表理事選挙
- 12月 理事会（編集委員長の指名（、企画委員会での企画委員長の選出））
＝ 第18期執行部発足
- 2017年 5月 理事会、大会、総会（決算・予算）
7月 理事会（奨励賞審査報告）
10月 理事会（選挙管理委員会の承認 ※従来より半年繰り上げ）
大会、総会（奨励賞（2016年公刊が対象）表彰）
12月 理事会（第19期理事選挙実施要綱案の承認※従来より半年繰り上げ、
奨励賞（2017年1月～12月公刊が対象）のスケジュールの報告、
審査委員会の立ち上げ※従来より半年繰り上げ、応募締切前に行う
- 2018年 2月 理事選挙
- 3月 （新理事による）代表理事選挙 ※従来と異なり、新理事の任期開始前に選挙を行う。
持ち回り理事会（奨励賞審査報告）
- 5月 旧理事会（決算）、新（第19期）理事会（予算案、推薦理事の選出、企画委員長の指名、企画委員の選出、編集委員長の指名）
＝第19期執行部発足 ※このタイミングで執行部を発足するために、企画委員長の指名を理事会が行う。
大会、総会（推薦理事の承認、奨励賞（2017年公刊）表彰、
決算・予算）
- 10月 理事会（翌年の大会の運営方式やシンポジウム報告、個別報告等を決定 ※個別報告決定は2か月繰り上げ）
企画委員の交替、編集委員の交替



2. 2018年以降の、理事、執行部、企画委員、編集委員の任期について（案）

（1）理事の任期

2018年以降の理事の任期は、大会前日の5月新理事会に始まり、翌々年の大会前日の5月理事会で終了する。

（2）執行部の任期

代表理事の任期の始まりについて、あり方検討委員会は、現在の方法を維持する案（理事の任期と2か月ずらす、新理事会の次の理事会から代表理事の任期を始める）も含めて検討し、現在の方法を変更して、代表理事の任期を理事にあわせることを提案する。そのためには、5月理事会より前に、選挙理事のみ（あるいは選挙理事と監事）で代表理事選挙を実施することが適切である。なお、現在の代表理事選挙は選挙理事と推薦理事、監事計32名を選挙権者とすることから、規約・内規等の改正が必要である。

執行部の円滑な協力関係および理事会と企画委員会の関係強化等の観点から、現在企画委員会で互選している企画委員長を、編集委員長と同様、理事会の指名とすることを提案する。それにより、新企画委員会の開催をまたずに企画委員長（執行部）の任期を始めることができる。なお、企画委員会内規の改正が必要である。

(3) 企画委員の任期

企画委員は5月に選出する。任期は10月から2年である。

企画委員は、原則として、半数改選が望ましい。

内規では、原則として理事の中から、理事会で選出する、ことになっている。内規を遵守するか、あるいは実態にあわせて内規を改正するか、引き続き検討を要する。

企画委員の構成員体制（地域と研究領域の均衡）、任期のあり方（再任の考え方等）は、引き続き検討を要する。

(4) 編集委員の任期

編集委員会規程が想定する任期を踏襲する。すなわち、編集委員の任期は10月に始まる。任期は2年である。

編集委員長はあらかじめ理事会に対して、「企画委員に選出されない編集委員」を指定することができるとしてはどうか（なったばかりの編集委員を企画委員にとられないための方法を考えてはどうか）。

編集委員長の任期（＝執行部の任期）は5月に始まることから、編集委員会規程に抵触しないかの検討を要する。

編集委員長や編集委員の任期にかかわらず、学会誌は発刊まで旧編集委員会の責任において作業を行い、新編集委員長名で発刊することを、原則とする。

3. 2018年5月以降の定例スケジュールについて〔一部再掲〕

5月（旧理事会）

新理事会（推薦理事の選出、企画委員長の指名、企画委員の選出、編集委員長の指名）＝**新執行部発足**

大会、総会（推薦理事の承認、奨励賞表彰、決算・予算）

10月 理事会（翌年の大会の運営方式やシンポジウム報告、個別報告等を決定、奨励賞のスケジュールの確認と審査委員会の立ち上げ）

新企画委員会、新編集委員会発足

3月 持ち回り理事会（奨励賞審査報告）

4月 会報発行、送付

5月 理事会（翌年の大会の運営方式やシンポジウム報告について意見交換）、
大会、総会（奨励賞表彰、決算・予算）

10月 理事会（翌年の大会の運営方式やシンポジウム報告者、個別報告について承認、
選挙管理委員会の承認（理事会指名）、奨励賞のスケジュールの確認と
審査委員会の立ち上げ）

12月 持ち回り理事会（理事選挙実施要綱案の承認）

2月 理事選挙

- 3月 (新理事による) 代表理事選挙
持ち回り理事会 (奨励賞審査報告)
- 4月 会報発行、送付
- 5月 理事会 (、新理事会)

4. 理事会、理事の職務について考えるべきこと

- あり方検討委員会では、理事会を年2回(5月、10月)とする案を提案する。
 - ・議事録を精査したところ、理事会における明確な審議事項は多くなく、メールによる持ち回り審議を行うことで、年2回で十分対応できると判断した。
 - ・従来であれば複数回の検討を要する事項は、メールによる頭出しや、逆に、理事会で議論を行ったうえでメールによる意見調整、といった方法も必要となろう。
 - ・実質的な議論を可能とするために、理事会資料は事前にメールで送付するという方法も考えられる。
- 会報は、年1回(4月)発行とする案を提案する。
 - ・会員向けの情報提供機会が少なくなるため、HPを経由した情報提供を積極的に行うべきである。
 - ・社会保障法学会として会員(や社会)の期待に応えるべく、非会員にも魅力ある学会と映るような、戦略的なHP運営も必要ではないか。
 - ・そのために、広報担当理事を新たに設置すべきである。
- 理事の職務
 - ・グローバル化担当、人材育成担当等、学会の将来を見据えた理事の職務も検討する必要があると考える。

5. その他(今後の検討事項)

第17期あり方検討委員会の本検討結果を受け、第18期理事会(あるいは設置される場合には第18期あり方検討委員会)では、学会運営スケジュール(1、3参照)、執行部および企画委員、編集委員の任期と関連する規約等の整備(2参照)、理事会のあり方や理事の職務(4参照)等について、引き続き、検討されたい。なお、2018年の5月の大会の枠組については、企画委員会から、2018年以降の編集・発行スケジュールについては、編集委員会から、それぞれ12月理事会で報告される予定である。